

公共サービス改革基本方針（抄）

（平成18年9月5日閣議決定）

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

（別表）

3. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
統計調査関連業務	<p>科学技術研究調査、個人企業経済調査その他の総務省所管のすべての指定統計調査について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（再改定）に盛り込まれた内容に基づき、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放（以下「民間開放」という。）を実施することとし、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。また、統計調査の民間開放のための法的措置を次期通常国会において講ずる等、実施のために必要な措置を講ずる。</p> <p>独立行政法人統計センターの実施している業務について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（再改定）を踏まえ、民間開放を実施することとし、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</p>	総務省